有料道路コンセッションに関する基本的考え方(概要版1/2)

1. 事業の概要

(1) 事業方式

公社が、民間事業者に対して、コンセッションにより、特措法に基づく有料道路 の運営権(料金徴収権限等)を付与する。

(2) 対象路線

路線名	延長(km)	料金徴収期間	運営権
①知多半島道路	20.9	S45.7.15~H40.2.1	
②南知多道路	19.6	S45.3.1~H40.2.1	1
③知多横断道路	8.5	S56.4.1~H40.2.1	
④中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30~H47.1.29	2
⑤衣浦トンネル	1.7	S48.8.1~H41.11.29	3
⑥猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1~H41.6.22	4
⑦衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6~H46.3.5	5
8名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27~H56.11.26	6

(3) 事業期間

公社が、国土交通大臣許可を受けた各路線の料金の徴収期間満了をもって 終了するものとする。

利便性向上のための新たな施設等の整備(インターチェンジ等)や既存施設 の大規模更新が必要な場合においては、運営権の設定に先立ち、公社におい て改めて国土交通大臣許可を受けて料金の徴収期間を延長することを想定し ており、この場合は当該路線の事業期間が変更されることとなる。

(4)運営権者に対するインセンティブ

運営権者による運営の結果生じる増収や経費節減等の収支差(プラス)については、例えば「運営権付与後に、適正なサービス水準・維持管理水準が確保されるなかで行われる経費節減による増加利益については運営権者に帰属するものとする」などのルールを設けて、運営権者にインセンティブとして付与する。

(5) 運営権対価

運営権者は、運営権付与に関する契約の締結後、公社に対して、運営権の対価を支払うものとする。

対価の支払方法については、対価の総額の一定割合を一括で支払うものとし、残額を分割で支払うことを想定している。

(6)提案に基づく事業

本事業の目的のひとつは、沿線開発を含めた地域経済の活性化等であることから、事業区域内及び事業区域外において、提案に基づき、事業を行うことを 認める。

2. 公社と運営権者の業務分担

【公社】

○特措法に基づく国土交通大臣の許可手続、公権力に該当する道路管理者 権限の行使、運営権者に対するモニタリング 等

【運営権者】

○対象路線の維持、修繕、料金収受、交通管理 等

3. モニタリング

(1)運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、要求水準書(維持管理等)に定める基準に基づき点検等を実施し、公社に対して報告を行うものとする。

(2)公社によるモニタリング

公社は、運営権者が業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために業務の監視・確認を行い、要求水準に適合しないと認める場合には、業務内容に対する改善指示を行い、運営権者は必要な改善措置を講じるものとする。

有料道路コンセッションに関する基本的考え方(概要版2/2)

4. 運営権者の権利義務等に関する制限

運営権者が、自らの保有する運営権を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ公社の許可を得るものとする。 等

5. リスク分担の基本的考え方

【競合路線リスク】

公募時に予見可能なものは、公社が交通量予測をあらかじめ示したうえで、民間事業者は、この予測に対する増加分を自らの収入とし、かつ減少分を負担することを基本とする。ただし、増減ともに一定の割合を超える部分については、公社に帰属又は負担させる。なお、公社が示した交通量予測を大幅に上回る増減や、その他の競合路線の新規開設等に起因するものは、契約において定める。

【不可抗力リスク】

災害、暴動、戦争等の不可抗力による事業への影響(民間事業者が保険の付保等により対応するものを除く。)については、公社が負担することを基本とする。 等

6. 運営権者の募集・選定に関する事項

(1)募集•選定方法

民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、公募型プロポーザル方式を採用することを想定している。

(2)提案の審査

提案の審査は、学識経験者等で構成する愛知県有料道路運営事業者選定委員会(仮称)を設置して、資格審査と提案審査の2段階で実施するものとする。

(3)応募者の構成

応募者は、本事業に係る業務(交通管理、料金収受、維持、修繕等の業務をいう。)を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。

(4)競争的対話の実施

要求水準書等の調整のため、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要があることから、資格審査を通過した応募者を対象として、提案審査までの間に、競争的対話方式を活用することを想定している。

7. その他(一般自動車道の管理等)

運営権者は、特措法に基づく有料道路(8路線)の運営のほか、公社との契約に基づき、以下に掲げる業務を行うものとする。

- (1)一般自動車道の管理 道路運送法に基づき運営を行っている路線(三ヶ根山スカイライン)の管理
- (2)鳳来寺山パークウェイ駐車場の管理 附帯事業として運営を行っている駐車場(鳳来寺山パークウェイ駐車場)の 管理
- (3)特措法に基づく有料道路(2路線)の管理

間もなく料金徴収期間の満了(平成27年度末)を迎えるため、コンセッション対象路線には含めない路線(小牧東インター有料道路、小坂井バイパス)の管理

(4)その他(県管理道路の管理受託) 有料道路の前後区間に接続している県管理道路の管理受託